

総合特区法（仮称）で対処すべきポイント

1. 「法律を政省令で上書きすることはできない」「法令を条例で上書きすることはできない」という主張。
2. 国と申請主体（地方自治体）間の意見対立。
3. 上記①②の影響を受けて、総合特区実現に時間がかかりすぎることに。

工夫 1. 弾力化措置（上書き措置）のプログラム化

- （1）総合特区法の中に、内閣府特命担当大臣が指定した法律については、政省令、条例による上書きを認めるという弾力化条項を明記すること。
- （2）関係政令の中に弾力化条項を定め、その後に当該弾力化条項の効力が及ぶ範囲内で条例が内容を定めるという一連の手続きを、総合特区法の中に明記すること。
- （3）その他。

工夫 2. 紛争処理手続きのプログラム化

- （1）総合特区法の中に、国と申請主体間の協議機関、調停機関、及び内閣府特命担当大臣の権能を明記すること。
- （2）地方自治法における国地方係争処理委員会の機能を活用するか、同様の機能を総合特区法の中に明記すること。
- （3）その他。

工夫 3. 総合特区の早期実現を促す仕組みのプログラム化

- （1）申請主体から提出される規制・制度改革リスト等の内容を確定し、総合特区認定を行うこと（認定後、直ちに実現）。
- （2）申請主体が要件を満たしている場合には、まず総合特区認定を行い、その後（または並行して）規制・制度改革リストの内容実現に向けた対応を行うこと。
- （3）その他。